

新型コロナウイルス感染症に伴う公認欠席（公欠）制度の手続きについて

「公認欠席（公欠）届」に必要事項を記入し、下記の書類を添付のうえ、欠席した授業の分をコピーして授業担当教員へ提出し、代替措置等の指示を受けてください。

～添付書類等について～

◆医療機関発行の「学校感染症治癒証明書」がある場合

「学校感染症治癒証明書」のコピー（原本は担当の医務室へ提出）を添付してください。

◆医療機関発行の「学校感染症治癒証明書」がない場合

「健康観察・行動記録票」のコピー（原本は担当の医務室へ提出）を添付してください。

「公認欠席（公欠）届」に担当の医務室で証明を受けてください。

～学部等毎の〈担当医務室〉は以下のとおりです～

◆国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学部棟医務室
◆文化情報学部	
◆教育学部・研究科	
◆生活科学部・研究科	生活科学部棟医務室
◆現代マネジメント学部・研究科	
◆看護学部	
◆人間関係学部・研究科	人間関係学部 1号棟医務室